

第6回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成21年4月28日(火) 午後1時30分～
会 場 熊本全日空ホテルニュースカイ 2F「玉樹」
開会時間 13時30分
終了時間 15時58分

○ 出席委員等 (27名)

会 長	幸 山 政 史			
副会長	八 幡 紀 雄			
委 員	西 島 喜 義	舛 田 紘 一	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	戸 内 敏	
	大 畷 澄 雄	前 田 勝	村 田 政 時	
	植 村 米 子	松 村 造酒夫	森 日 出 輝	
	永 島 賢 治	濱 崎 哲 彌	栄 田 眞 一	
	東 家 武 子	山 下 孝 司	中 島 健 士	
	村 上 征 吾	中 山 亘	中 沢 洋 子	
	松 岡 鶴 男	岩 下 盛 起	楢木野 史 貴	
	檜 山 隆 昭			

○ 欠席委員等 なし

○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司	續 幸 弘
光 永 雅 博	寺 本 義 勝

第6回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成21年4月28日（火）午後1時30分～

場 所：熊本全日空ホテルニュースカイ2F「玉樹」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史 熊本市長

3 委員自己紹介

4 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの報告

〔協 議〕

（1）前回提案分

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第16号 総務関係事業について（その1）

協議第17号 企画財政関係事業について（その2）

協議第18号 市民生活関係事業について（その2）

協議第19号 健康福祉関係事業について（その1）

協議第22号 経済振興関係事業について（その1）

協議第23号 都市建設関係事業について（その2-1）（その3）

協議第24号 教育関係事業について（その2）

協議第25号 水道関係事業について（1-1：修正提案）

（2）今回提案分

協議第 2号 合併の期日について（その2）

協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて

協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その2）

協議第11号 合併市町村基本計画について

- 協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第16号 総務関係事業について（その2）
- 協議第18号 市民生活関係事業について（その3）
- 協議第19号 健康福祉関係事業について（その2）
- 協議第20号 子ども未来関係事業について（その3）
- 協議第21号 環境保全関係事業について（その2）
- 協議第22号 経済振興関係事業について（その2）

5 その他

6 閉 会 八幡紀雄 城南町長

司会

それでは、定刻になりましたので、第6回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。

皆様方にはご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まずここで、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」、「席次表及び出席者名簿」、冊子で「協議会資料」、「新市基本計画（素案）」、参考資料といたしまして1枚ものの「富合町合併特例区協議会の組織に関する規則」以上5種類を配布いたしておりますので、不備等がございましたら事務局までお申し出ください。ご確認ありがとうございます。

それでは、お手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。早速、本協議会会長であります幸山熊本市長がご挨拶を申し上げます。

幸山熊本市長

皆さんこんにちは。第6回目の協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まずは委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきましたこと、これまで同様厚く御礼申し上げる次第でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、当協議会でございますけれども、委員皆様方のご協力によりまして両市町での協議も着実に進んでいるところでございまして、今回は、前回提案いたしました「総務関係事業」「企画財政関係事業」など8項目と、更には継続審議となっておりました「水道関係事業」この1項目の取扱いにつきましてご審議をいただきたいと考えております。

そして、新たに幹事会におきまして調整が整いました「財産及び債務の取扱い」「一部事務組合等の取扱い」など12項目と、更には議員専門部会から報告がございます「合併の期日」「合併市町村基本計画（素案）」などの4つの項目につきまして本日ご提案をさせていただきますと考えております。後ほど事務局の方から詳しい説明があるかと思っておりますけれども、「一部事務組合等の取扱い」につきましては、本市、城南町が加入いたしております消防や清掃など宇城広域連合の中で実施されている事業でもございまして、その構成市町村にも大きな影響を与えますことから、城南町さんともよく相談をし、広域連合構成市町村になるべくご迷惑のかからないよう形で広域連合の理解を得て、提案を申し上げているところでございます。

また、「合併市町村基本計画」につきましては、城南町を中心といたしました新市の基本的な方向及び目指すべき将来像、新市の施策や財政計画などを盛り込みました合併後の10年間の新市の指針となる計画でもあるわけでございます。

いずれにいたしましても、城南町住民の皆様のご生活には、身近な問題でもございますし、合併後の方向性をきちんとした形でお示しをさせていただくところによりまして新たなま

ちづくりができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、これまでに両市町の制度比較や調整方針について協議をお願いしてまいったところでございますが、本日提案をいたしております項目で一応の目途が立ちまして、次回の審議結果次第ではございますけれども、一つの区切りをつけさせていただければと考えているところでございます。今後両市町におきましては、住民説明会の開催が予定されているところでもございまして、より正確な協議内容と合併に対するご理解を深められるものと確信をいたしております。委員の皆様には長時間の協議となり、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、どうぞこれまで同様、忌憚のないご意見等を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。冒頭にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、次第3「委員自己紹介」でございます。お名前をお呼びいたしますので、ご起立のうえ、一言、お言葉をお願いしたいと思います。4月の定期異動で熊本県市町村総室長が交代されましたことに伴いまして、新たに委員となられました榎木野史貴（ならぎの ふみたか）様でございます。榎木野様よろしくお願いいいたします。

榎木野委員

4月から市町村総室長を拝命いたしました榎木野と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。前任者同様頑張ります。どうぞよろしくお願いいいたします。

司会

ありがとうございます。4月の定期異動により、熊本市並びに城南町の執行部の交代があつておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思ひます。まずは熊本市側、續企画財政局長でございます。

續企画財政局長

續でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

司会

次に城南町側でございますが、光永総務課長でございます。

光永総務課長

光永です。よろしくお願ひします。

司会

続きまして、寺本企画財政課長でございます。

寺本企画財政課長

寺本です。どうぞよろしく願いいたします。

司会

續局長、光永課長、寺本課長につきましては、本協議会の幹事でもございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより次第4「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項により、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長をお願いいたします。

会長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますけれども、今回は城南町側の緒方委員の方から辞任願いが提出をされておまして受理をいたしております。後任の委員につきましては、現在関係団体におきまして調整を行っていただいておりますのでしばらくの間空席とさせていただきます。本日は他の委員の皆様方は全員にご出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、ここにご報告申し上げます。

続きまして、会議録署名委員の指名を行わせていただきます。会議録署名委員の指名につきましては、熊本市・城南町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして、「指名は議長が行う」となっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日は、熊本市側から濱崎委員さん、城南町側から前田委員さん、両名をお願いしたいというふう存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過報告であります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局のほうからご報告をさせていただきます。恐れ入りますけれども、座って報告をさせていただきます。資料の4頁をお開きいただきたいと思います。去る4月23日に熊本市の議会棟の方でございました議員専門部会におきまして、4項目につきましてご提案をいたしまして、そのうち2項目につきましてご承認をいただいたところでございます。(1)「協議第2号 合併の期日について」、(3)「協議第8号 地域自治

組織等の取扱いについて」こちらの方につきましては、ご承認をいただいたところでございまして、(2)「協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」及び(4)「協議第11号 合併市町村基本計画について」はご提案を申し上げたところでございます。下の欄にございますとおり全部で7項目議員専門部会の方に付託しておりますけれども、このうち5項目につきまして協議が終了いたしました次第でございます。以上でございます。

会長

ただいま「報告」につきまして終わったところでございますけれども、ただいまの議員専門部会からの報告につきまして、何かご質問等はありませんか？

(なし、との返答)

会長

それではご質問等無いようでありますので、「報告」につきましては終わらせていただきます。

続きまして、「協議」に入らせていただきます。本日の協議は、協議会次第にございますように、前回提案をさせていただきました7項目と、それから修正提案として水道関係事業の1項目につきましてお諮りをいたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。また前回提案の項目につきましては、前回にご説明をいたしておりますので本日は簡単な説明を行いました後、承認についてお諮りをしたいと考えております。

それでは、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」9頁でございます。「一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。」「1. 一般職の職員の身分については、合併時に在職する城南町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。」というふうにしております。今回、括弧書きの部分につきまして削除をしております。教育長というのは職種で言いますと特別職ではございますけれども、身分で言いますと一般職員に属するという非常に特殊な性格を有しておられる職でございます。前回の提案で言いますと厳密に記載をする為にこのような書き方としていたものでございますけれども、一般的に教育長と言いますと特別職という認識でございまして、かえって混乱をするのではないかと

ということで今回削除をしたものでございます。以上でございます。

会長

事務局からの説明は終わりました。だたいまの協議第10号につきまして、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。

(なし、との返答)

会長

なしということでございますが、ございませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、質問無いようでございますので、協議第10号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは協議第10号につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第16号「総務関係事業について（その1）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

協議第16号「総務関係事業について（その1）」でございます。15頁でございます。「総務関係事業について承認を求める。」「1. 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。」「2. 総務関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。非常備消防（消防団）、消防補助金等、防災無線。」「3. 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。」「4. 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。」「5. 城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」以上でございます。

会長

ただいまの協議第16号につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか？特に
ございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、ご意見、ご質問等無いようでありますので協議第16号につきまして原案の
とおりの承認ということによろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第16号「総務関係事業について(その1)」に
つきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第17号「企画財政関係事業について(その2)」につきまして事務局
からの説明をお願いします。

事務局

資料の33頁です。協議第17号「企画財政関係事業について(その2)」でございます。
「企画財政関係事業について承認を求める。」「1. 広報紙の製作・発行は熊本市の例に
統一する。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第17号について、何かご質問、ご意見あればお願いい
たします。

(なし、との返答)

会長

なしということではありますが、ありませんか？

(なし、との返答)

会長

それではご意見、ご質問等無いようでありますので協議第17号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第17号「企画財政関係事業について（その2）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第18号「市民生活関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

37頁でございます。協議第18号「市民生活関係事業について（その2）」でございます。「市民生活関係事業について承認を求める。」「1. 自主文化事業については、熊本市の例に統一する。」「2. 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。」「3. 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第18号につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(なし、との返答)

会長

なしということですが、特にございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますので協議第18号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第18号「市民生活関係事業について（その2）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第19号「健康福祉関係事業について（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の45頁でございます。協議第19号「健康福祉関係事業について（その1）」「健康福祉関係事業について承認を求める。」「1. 国保料（税）率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。」「2. 介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の例に統一する。」「3. 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。」「4. 熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。」「5. 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。また、戦没者慰霊祭については、特例区の事業として実施する。」「6. 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。」次の頁をお願いいたします。「7. 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間現行のとおり継続する。」「8. 高齢者福祉券交付事業については、5年間現行のとおり継続する。」「9. 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。」以上でございます。

会長

ただいまの協議第19号につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか？健康福祉関係事業でございますが。特にございませんか？

（なし、との返答）

会長

それでは、無いようでありますので協議第19号につきましても原案のとおり承認とい

うことでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第19号につきましても原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第22号「経済振興関係事業について(その1)」であります。その前に前回提案をいたしておりました農区長制度につきまして、担当課より説明をいたしました後に、今回の経済振興関係事業について事務局からの説明を求めたいというふうに思います。それでは、担当課の方の説明からお願いします。

事務局(熊本市 農業政策課)

農業政策課でございます。よろしくお願いたします。農区長制度でございますけれども、個票の68頁に資料がございます。その中に概要を書いてございます。農区長の職務ということで「農区長は農政活動の推進を図る。」というふうなことで記載しております。活動の内容といたしましては、農業振興地域整備計画の策定及び変更に関することということで、具体的には計画の全体の見直しの時の農区全体の意見を集約していただくとか、個別変更においても農区の意見をいただく、そういうことをお願いしているところでございます。それから米の生産調整もございすけれども、説明会をどのような形で開催するかという調整、それから現地確認の作業についても調整をしていただく、そういう体制をどういう形で実施するのかというそういう連絡調整をお願いしております。それ以外についても土地改良の補助事業を行う際、それから農業政策の推進に係る必要な連絡調整とか、そういうところをお願いしているところでございます。「農区長の委嘱」というところを書いてございますけれども、3つの方法がございます。1つ目は、JAの理事さんで既に農区内に住んでいる方をJAの方から推薦していただいて委嘱をするという方法。それから2つ目は、JAの組合長がその農区に属する集落農区長、城南町さんであれば集落の区長さんにあたるかというふうに思いますけれども、協議をいただいて推薦してもらいそれで委嘱をしてもらおう。それから3つ目は、JAのない農区については、集落の農区長さんからご推薦をいただいて委嘱というような3つの方法がございます。現在熊本市におきましては、36農区がございますけれども、現在その理事・監事で委嘱をしている農区がJA熊本市においては19農区でございます。それからJA宇城さんにおいて2農区、これは富合町さんでございますけれども2農区でございます。合計の21農区となっております。残りの15農区につきましては、JAさんと集落農区長さんと協議をしていただいてご推薦をいただいているというのが14農区でございます。1つJAの管轄ではない農区がございますのでそこは集落農区長さんの方からご推薦をいただいて委嘱をしているというよう

な状況でございます。合併した富合町さんからはJ A宇城さんより2人の農区長さんをご推薦いただいております。農区につきましては、富合町さんの例をとりますと、富合の守富と杉合が合併して富合町となっているということで、2つの農区を持たせていただいております。そのことから城南町さんにおいては、隈庄、杉上、豊田が合併されまして城南町さんということになっておりますから、こちらの例から3つの農区を考えているところでございます。そういうところで今後調整をさせていただきたいというふうに考えております。担当課の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局

引き続き事務局の方から説明をさせていただきます。63頁でございます。協議第22号「経済振興関係事業について（その1）」でございます。「経済振興関係事業について承認を求める。」「1. 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。」「2. 農区長制度については、新市の事業として継続する。」「3. 水田農業推進協議会負担金については、現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。」「4. 認定農業者協議会負担金については、5年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。」「5. 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成23年度まで）は、現行のとおり継続する。」「6. 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。」「7. 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。」「8. 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。」以上でございます。

会長

ただいまの協議第22号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか？特にございませんでしょうか？

（なし、との返答）

会長

それでは、無いようでありますれば協議第22号につきましても原案のとおり承認とい

うことでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第22号「経済振興関係事業について（その1）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について（その2-1）（その3）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の77頁でございます。協議第23号「都市建設関係事業について（その2-1）」でございます。「都市建設関係事業について承認を求める。」「1. 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し必要な支援について組合と協議する。」

引き続きまして83頁をお願いいたします。「都市建設関係事業について（その3）」でございます。「都市建設関係事業について承認を求める。」「1. 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。」「2. 次の事業については、熊本市の例に統一する。道路後退による後退部分の取扱い、公共下水道受益者負担金」以上でございます。

会長

ただいま説明は終わりました協議第23号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか？なしということですが、特にありませんでしょうか？

村上委員さんから手が上がりましたのでお願いいたします。

村上委員

村上です。受益者負担金は今まで城南町では、16万円が限度でございました。個人は。もし合併した後は1㎡あたり200円になりまして、集落によっては2000㎡ぐらいの敷地があるところはどうなるのかなと思うわけです。

会長

それでは、公共下水道の受益者負担金についてお尋ねがございましたが、担当課の方からお願いいたします。

事務局（城南町 上下水道課）

城南町の上下水道課でございます。委員さんのご質問の受益者負担金の件についてですが、今ありましたように熊本市さんの料金が㎡あたり200円ということになっております。城南町の料金が11万プラス㎡当たり100円ということになっておりまして、城南町の場合は猶予ということがございまして城南町の場合が16万円が限度となります。例えば1000㎡持つておられますと熊本市さんの例からいきますと20万円ということになるわけですが、城南町の例でいきますと上限の16万円にしかならないわけがあります。従いまして、私たちといたしましても今後、今から残っているところの面積の実態を調査をしたわけでございますけれども、ちなみに例として上げてみますと、出水地区が739㎡、碓が507㎡、六田が533㎡、島田が510㎡、舞原が478㎡という平均の面積になっております。この平均の面積からいった場合には、500㎡ということになりまして、㎡あたり200円の熊本市の料金から言いますと10万程度ということになります。城南町の例から言いますと11万プラス㎡100円ということで16万円。従いまして、平均から言いますとこの熊本市の料金体系の方が安くはなるわけですが、あくまでもこの面積は平均の面積でありまして、ご指摘のように城南町の中にもかなり面積の広い方もいらっしゃるわけでございますので、それを考えますとはるかに城南町の方が有利ということも考えられますが、全体的からすればそういう考えになるということを一応紹介しておきます。以上でございます。

会長

村上委員さんいかがでしょうか？

村上委員

熊本市に統一するということになっておりますので、長い間酪農されていたが年を取られてお辞めになって牛舎もいっぱいあるわけです。2反、3反という敷地を持っていらっしゃるんですね。そういうことになりますと50万ぐらいになります。年老いていらっしゃるので心配しますけれども。

会長

事務局からお願いします。

事務局

城南町側の補足をさせていただきたいと思っております。ただいま下水道課長の方から城南町の集落ごとの平均の面積の説明がありました。お手元の資料の88頁でわかりますように、熊本市の場合が㎡あたり200円、城南町の場合は基本額プラス㎡100円ということに

なので、その詳細のどこが境界線になるのか、熊本市と城南町の有利な境界線になるかと申しますと800㎡が同一な料金になります。従いまして、先ほど下水道課長から説明がありましたように、城南町の平均的は宅地の面積から言いますと800㎡未満の宅地が多いわけでございます。従いまして、熊本市の制度を採用した方が有利となる方の方が多いということになります。農業集落内におきましては、900㎡であったり、ご紹介にありました1000㎡、2000㎡があるとは思いますが、城南町全体で見た場合は熊本市さんの制度を採用した方がはるかに有利であるということの観点からこのような調整方針とさせていただきます。

会長

いかがでございましょうか？

どうぞ、大島委員さんお願いいたします。

大島委員

今の件ですけれども、熊本市の方も上限を設定していただくと2反、3反宅地のある人にとっては、土地が広いだけであとは何もしていないというところもあるわけです。新たに何かするとお金もかかりますし、上限というのも考えていただけないかということで一つお願いします。

会長

熊本市側で上限を設けてはというご提案だったわけですが。

事務局（上下水道局）

上下水道局でございます。現在熊本市においては、200円で設定しておるところでございますけれども、受益者負担金の性格といたしまして、下水道が入りますと土地の価値が上がると、そういうような形の設定でございますので、住宅に対してご家族の方が2名とか5名とかになったとしても土地の価値が上がる分に対して賦課するというところで考えております。従いましてそのままで行きたいと考えております。以上でございます。

会長

いかがでございますか？

事務局からお願いします。

事務局

確かに城南町特有と申しますか、熊本市特有の事情があると思いますが、今すぐ熊本市全体に上限を設けるというようなことをここでお約束することはできませんけれども、そ

ういう集落と合併をするということでございますので、将来的な課題というようなことで受け止めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

よろしいでしょうか？

他に何かご質問等はございますか？

(なし、との返答)

会長

それでは、他無いようでございますので協議第23号につきましては、原案のとおり承認ということによりよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは協議第23号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第24号「教育関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の89頁でございます。協議第24号「教育関係事業について（その2）」「教育関係事業について承認を求める。」「1. 体育指導委員の定数及び報酬については、5年間現行のとおり継続し、費用弁償は廃止する。」「2. 各種体育施設の管理方法は熊本市の例に統一する。料金（町外料金は廃止）は現行のとおり継続する。」「3. 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。ただし、5年間は城南地域内（学校体育施設を含む）の運動施設については、旧城南町住民の先行予約を認める。」「4. 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、5年間現行のとおり継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第24号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか？特にありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますので協議第24号につきましても原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、協議第24号「教育関係事業について（その2）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第25号「水道関係事業について（1-1）：修正提案」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の99頁でございます。協議第25号「水道関係事業について（1-1）」「水道関係事業について承認を求める。」「1. 城南町の地区営水道（簡易水道）については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。」「2. 町営簡易水道事業」につきましては、第3回の協議会で承認済みでございます。一番下でございます。「3. 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成21年度に15年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする。」以上でございます。

会長

ただ今説明のありました協議第25号につきまして、何かご意見、ご質問等があれば伺ってまいります。いかがでしょうか？水道関係事業について修正提案分でございますが、特にございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますので協議第25号につきましても原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第25号「水道関係事業について（1-1）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

それでは、次に（2）「今回提案」の協議項目に入らせていただきます。今回の提案であります。協議第2号から協議第22号までの16項目についてお諮りをさせていただきます。今日は、委員の皆様これまで同様、説明を行いましたうえで、次回の第7回協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。また、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」それと、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」協議第15号「補助金・交付金の取扱いについて」協議第11号「合併市町村基本計画（素案）」につきましては、他の協議結果を踏まえての審議をお願いすることとなりますので、ただいま申し上げた協議第13、14、15、11この4協議項目につきましては、最後に説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、協議第2号「合併の期日について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

107頁でございます。協議第2号「合併の期日について（その2）」「合併の期日について承認を求める。」「合併の期日は、平成22年3月23日とする。」

合併の期日については、昨年12月の開催されました第2回協議会において「平成22年3月31日までの間で住民生活への影響等を勘案し、改めて定める日。」ということでご承認をいただいておりますが、今回改めまして合併の期日を平成22年3月23日と定めたものでございます。これは合併する際、電算関係のシステムを熊本市のものに移行する必要がありますけれども、その処理に時間を要するため、来年3月末までの期日のうち3月20日から22日までの3連休を利用してスムーズな移行が行えるようにしたものでございます。先ほども申し上げましたけれども、先週行われました議員専門部会におきまして、ご承認をいただいたところでございます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第2号につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか？ありませんということですが、特にありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは無いようでありますので次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

109頁でございます。協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」「財産及び債務の取扱いについて承認を求める。」「城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。」としております。112頁113頁の平成19年度末現在の財産に関する調書をご参考いただきたいと思います。以上でございます。

会長

ただいま説明がありました協議第5号につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか？

それでは、岩下委員さんから手が上がりましたのでお願いいたします。

岩下委員

この中で「城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。」となっていますね。これは後ほど説明のある新市基本計画で計画をされている分に充当するのでしょうか？その中に含まれるということでしょうか？

会長

ただいまのお尋ねについては事務局からお願いします。

事務局

新市基本計画が担当するものの一部に使わせていただくということでございます。

岩下委員

特にこの基金の名称は決まっていないですね？

会長

はい、どうぞ。

事務局

まだ決まっていますが、城南地域振興基金とかそういうふうな話になろうかと思っております。まだ決まっておりません。

岩下委員

はい、わかりました。

会長

他ございませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の115頁でございます。協議第6号「議員の定数及び任期の取扱いについて」「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。」「1. 城南町議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次の5案を提案する。」ということで5案を提案させていただいております。「①市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用しない。②法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。③法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する。④法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。⑤法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する。」「2. 定数特例又は在任特例を適用した場合の、合併後の城南町議会の議員の報酬の取扱いにつ

いて、次の2案を提案する。」「①熊本市議会議員の報酬の額とする。」「②合併前の城南町議会議員の報酬の額とする。」「3. 費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例に統一する。」

まず、1の①についてでございますけれども、117頁をお願いいたします。図の例①にありますとおり合併特例法を適用しない場合は、合併時に全議員が失職をすることになります。次に②でございますけれども、118頁の図の例②にありますとおり定数特例を適用する場合は、新市誕生から第1回目の選挙まで増員定数1名を加えた50名とし、その後旧城南町域を含めた熊本市全域で選挙を行うこととなります。次に③についてでございますけれども、同じ頁の例③にありますとおり、定数特例を適用し、新市誕生から第1回目の選挙まで増員定数1名を加えた50名とするところまでは例②と同じですけれども、第1回目の選挙後、第2回目の選挙まで引き続き旧城南町域で選挙区を設け選挙を行うこととなります。次に④でございますが、119頁の例④にありますとおり在任特例を適用する場合でございます。新市誕生から第1回目の選挙までは城南町の全議員が在任し、その後城南町域を含めた熊本市全域で選挙を行うこととなります。最後に⑤でございます。同じ頁の例⑤にありますとおり、在任特例を適用し、新市誕生から第1回目の選挙までは城南町の全議員が在任するところまでは例④と同じですけれども、第1回目の選挙後旧城南町域で選挙区を設け選挙を行うこととなります。

引き続き2でございますけれども、先ほどの115頁に記載しておりますとおり2案をご提案申し上げております。

続きまして3の費用弁償の取扱いについてでございますが、120頁をお願いいたします。熊本市におけます会議出席に費用弁償につきましては下段の方の一番下に記載しておりますとおり距離に応じて日額5,000円から7,000円まで3段階に設定をされておりますところでございます。なお、この件につきましては、議員専門部会の方にご提案を申し上げているところでございます。以上でございます。

会長

ただいま、事務局から説明がありました協議第6号につきまして、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。特にございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

特に無いようであれば次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の123頁でございます。協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。」「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。」「1. 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。」「2. 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。」以上でございます。

会長

ただいま、説明のありました協議第7号につきまして、何かご質問、ご意見はありますか？「農業委員会の委員の任期について」ということでございますが、よろしいでしょうか？

それでは、ご意見無いようでございますので、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の127頁でございます。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」でございます。「地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。」「城南町合併特例区の規約については、別紙（案）のとおりとする。」ということでございます。

128頁をお開きいただきたいと思います。こちらに「合併特例区規約（案）」を記載しております。ご説明を申し上げます。第1条「設置」、第2条「名称」、第3条「設置期間」につきましては、承認済みでございます。第4条「合併特例区の処理に関する事務」でございます。「合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。（1）区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。（2）区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。（3）区域における地域教育支援事業に関すること。」というふう

になっております。申し訳ございません、130頁をお開きいただきたいと思っておりますけれども、こちらの方に参考資料といたしまして、ただいま申し上げました全部で15事業を挙げさせていただいております。詳細につきましては、131頁から133頁に記載をしております。続きまして、128頁に戻っていただきまして、第5条「事務所の位置」でございます。こちらは現在の城南町役場の所在地となっております。第6条「区長の任期」 「合併特例区の長の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。」というふうにしております。第7条「区長の権限」 「区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。」第2項は、区長が欠けた時の職務の代理の件でございます。第8条「合併特例区協議会の構成員の選任等」でございます。「合併特例区協議会の構成員は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。」第2項は、「構成員の任期は、2年とする。」と定めております。第3項につきましては、「構成員の再任」第4項につきましては、構成員の解任を掲げております。続きまして、第9条でございますが、「合併特例区協議会の会長及び副会長選任等」でございます。「合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。」としております。第2項は、「会長及び副会長の任期」第3項は、「会長及び副会長の解任について」でございます。続きまして、第10条「合併特例区協議会の組織及び運営について」でございますけれども、「構成員の定数は、16人以内とする。」としております。現在、城南町が町として機能していくために必要であると議会が定めた議員の数を基準として採用させていただいております。2項につきましては、「合併特例区協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。」というふうにしております。第3項につきましては、「会議開催の要件」第4項は、「会議の議長」第5項は、「構成員以外の者の出席について」第6項は、「会議の公開について」第7項は、「会議の議事の可否」を掲げております。続きまして、第11条ですけれども、「この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。」ということにしておりまして、本日は参考のために別紙で「富合町合併特例区協議会の組織に関する規則」を提示しております。こちらの方に活動表が記載されておりますけれども、いずれも活発な活動をされておられます。最後に補足でございますけれども、この規約は合併の日から施行するといたしております。なお、この規約につきましては、先週行われました議員専門部会におきまして、承認を得られております。以上でございます。

会長

ただいま、説明のありました協議第8号につきまして、何かご意見、ご質問はありますか？特にごございませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、次の協議項目へ移ってもよろしいでしょうか。

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の137頁でございます。協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」「一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。」「1 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。」以上でございます。

会長

ただいま、説明のありました協議第12号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか？広域連合に関することですが。特にありませんでしょうか？

それでは、戸内委員さんお願いいたします。

戸内委員

「合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。」ということですね。この期日についてお話をお願いします。

会長

それでは、「平成26年3月31日まで」のこの期日についての考え方ということでございます。

どうぞ。

事務局

富合町が昨年の10月6日に合併をいたしまして、この時に宇城広域連合とこの期日について議論をいたしておりまして、この日付でご了解をいただいているということでございます。従いまして、宇城広域連合としても協議の中で同じ日付ということでいいのでは

ないかというふうなご理解をいただいていると、今の段階ではそういうふうなご理解をいただいているということでございます。

会長

よろしいですか？

それでは、八幡副会長さんお願いいたします。

副会長

だいたい今の説明でいいかとは思いますが、数日前の宇城広域連合との会議で城南町も富合町に合わせて4年間でということで了解をされました。

すみません、案としてでした。今度は議会でもた諮られます。すみません。

会長

特に事務局からはございませんね。

他何かご意見、ご質問等ございませんか？よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

それでは次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第16号「総務関係事業について（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の159頁でございます。協議第16号「総務関係事業について（その2）」でございます。「総務関係事業について承認を求める。」「1. 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。「2. 入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を継続する。ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。」ということで162頁をお開きいただきたいと思っております。

こちらの方に城南町と熊本市の制度の比較が載っております。契約事務の執行方法に違

いがあるということと、条件付一般競入札の対象となる設定金額、城南町は5,000万円以上、熊本市は1,000万円以上ということで違いがあります。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました協議第16号につきまして、何かご意見、ご質問ありませんか？入札事務に関することですが。特にありませんでしょうか？

(ない、との返答)

会長

無いようであれば次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第18号「市民生活関係事業について(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の165頁でございます。協議第18号「市民生活関係事業について(その3)」「市民生活関係事業について承認を求める。」「1. 防犯協会については、熊本市の例に統一する。ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。」「2. 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。」「3. 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所(仮称)でも受付を行う。」ということで168頁をお願いいたします。

城南町におきましては、PTAで防犯パトロール隊を実施されておまして、平成17年12月1日から設置要綱を設置されまして毎月20回程度パトロールを行われておられるところでございます。

169頁に防犯灯の設置に関しましては、設置の時の補助率につきましては、城南町の方が80/100ということになっておりますけれども、維持管理費につきましては、熊本市の方に支給があるということで違いが出ているところでございます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第18号につきまして、何かご意見、ご質問はありますか？

どうぞ、松岡委員さんお願いいたします。

松岡委員

それに関連して169頁です。城南町において集落内の設置等に関する防犯灯が記載されておりますが、まだ防犯灯を設置した方がいいという箇所が何カ所かあると聞いております。そういった危機管理の問題が出ておりますので子供たちの安全、高齢者の安全確保。これからやらなくていけない防犯灯の設置等もあると思いますので、このあたりのお考えを是非お願いしたいと思います。

会長

防犯灯設置についての考え方ということですが。

はい、どうぞ。

事務局

事務局からお答えいたします。城南町の方では、平成21年度の予算といたしまして集落内の整備につきましても21基、集落間につきましても30基の予算措置をしているところでございます。今後も出てくるとは思いますけれども、合併をする前にも最大限設置を進めていきたいというふうに思っておりますので、将来的にわたりましては維持管理費の方が熊本市の方が2,000円で全域を賄うというふうになっておりますので、調整方針といたしましては「熊本市の例に統一する。」ということで進めているところでございます。

会長

松岡委員さん、よろしいでしょうか？

他に何かございませんか？

それでは、栄田委員さんお願いいたします。

栄田委員

170頁の「勤務時間外の対応」についてお伺いをしたいと思います。この調整方針では「当分の間、城南町総合支所（仮称）でも受付を行う。」ということになっております。現在、城南町では戸籍届けを休日でも夜間でも24時間受付を行って出来ております。調整方針では「当分の間」ということで先ほど調整方針の中で述べられておりますけれども、今後、戸籍届け、それから大切な死亡時の埋火葬許可こういったものの手続きが熊本市も市役所本庁に行かないでこの支所で今までどおり受けられるのかどうかをお尋ねさせてい

ただきたいと思います。

会長

それでは、担当課の方からお答えをお願いいたします。

事務局（熊本市 市民課）

熊本市役所の市民課でございます。勤務時間外の戸籍の届け出につきましては、城南支所（仮称）でも受付を行うということになっておりまして、これまでどおりの住民サービスが提供されるということでご理解いただけたと思います。なお、熊本市役所本庁舎におきましては、24時間体制で戸籍の届出の受付を行っておりまして、死亡届出に伴います埋火葬許可証の発行を行っております。このようなことから合併後はこれまでよりも住民サービスは向上するものと思っております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他にご意見、ご質問あればお願いいたします。

戸内委員さん、お願いいたします。

戸内委員

170頁の件ですけれども、城南町は夜間警備員の方が預かって処理をされているということで、国の趣旨とは違うことをやっているんです。ですから、支所となった場合にその預かりをどうされるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

会長

それでは戸内委員さんからのお尋ねについて担当課の方からお答えいたします。

事務局（熊本市 市民課）

市民課でございます。確かに戸籍の届出は預かりという形でなされているというふうにお聞きいたしております。戸籍事務は法定受託事務ということになっておりまして、法務局のご指導をあおぎながら熊本市の市民課と町民課さんと詳細にわたりまして、お話し合いを続けたいというふうに思っております。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

今の状況は違法とは言いませんけれども、適法かどうかという問題はあるようでございますので、そこを改善すべく今町民課とうちの市民課とで話し合いをしているということでございます。改善をしていくような形で新しい体制で臨ませていただきたいということでございます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他にありますればお願いいたします。他ございませんか？

無いようでありますれば次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして協議第19号「健康福祉関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の171頁でございます。協議第19号「健康福祉関係事業について（その2）」でございます。「健康福祉関係事業について承認を求める。」「1. 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」「2. 老人クラブ補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。」ということで176頁をお願いいたします。

現在、城南町におきましては、平成22年度から包括支援センターは社会福祉協議会の方へ委託をされているところでございまして、そのうち保健師については、町職員にて対応をされているところでございます。

また右の頁、老人クラブ補助金につきましては、助成金の支給に違いがあるようございます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第19号につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか？特にありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について（その3）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の179頁でございます。協議第20号「子ども未来関係事業について（その3）」でございます。「子ども未来関係事業について承認を求める。」「1. 延長保育（幼稚園での預かり保育）については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、利用状況等を踏まえ新市において協議・検討する。」「2. 幼稚園給食については、当分の間現行のとおり継続する。」

182頁をお願いいたします。城南町におきましては、午後3時までに迎えに来られない家庭の園児を午後5時まで保育を行うというような延長保育をされておられますけれども、熊本市の方では実施をされておられません。

右の頁にいきまして、幼稚園給食の件に関しましては、城南町におきましては、単独の調理場を1園持っていられまして、町で管理が行われております。また調理員1名、調理員補助1名を配置されておられます。以上でございます。

会長

只今説明のありました協議第20号につきまして、何かご意見、ご質問はありますか？
どうぞ、松岡委員さんお願いいたします。

松岡委員

182頁の延長保育についてです。私立という点では熊本市内でも実施されているところは多いですね。公立が確かいくつかあったと思いますが、今後全く延長保育は公立幼稚園では考えていないのですか？お尋ねしたいと思います。

会長

それでは、ただいまのお尋ねについては、担当課の方からお願いいたします。

事務局（熊本市 保育幼稚園課）

熊本市の保育幼稚園課でございます。公立は熊本市に現在7園ございまして、現在は実施しておりません。今後について、まだ今のところ実施するということは検討しておりません。今後についてはですね。

会長

事務局からお願いいたします。

事務局

確かに今のところご存知のとおり熊本市には私立幼稚園が結構ございますので、検討している状況ではございませんが、もし城南町と合併をした場合には、当然城南町の特殊性というものもございますので、今公立幼稚園だけがあるという城南町の状況でございますので、そこらへんは当然検討していく対象になるだろうということで、「新市において協議・検討する」という文言を入れているのはそういうことでございます。

会長

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

今なぜお聞きしたかという、少子化時代なんですよ。特に若いお母さん方も共稼ぎに出られている。城南町でも一緒です。だから公立でも延長保育をやって欲しいという声が非常に城南町では強いんです。ですから、将来、協議方針でも「協議・検討する」となっていますけども、同じ歩調で出来たら是非公立の幼稚園でも延長保育をされたら、私立の幼稚園だけでなくそういうお答えが聞きたかったわけです。以上です。

会長

どうもありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問はありませんか？

はい、戸内委員さんお願いします。

戸内委員

183頁の幼稚園の給食の件ですが、城南町の幼稚園では、特に食についてアレルギーの強い子供もおりまして、ずっとこういう形で幼稚園の給食ということでやっているんですけども、調整方針では「当分の間現行のとおり継続する」。「当分の間」とはいつまでなのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

会長

それでは、これは事務局からお願いします。

事務局

これは、現在やっておられる制度でございまして施設もございまして。ということでございますので、やめるということはなかなか、理由もなかなか立ちにくいということもございます。ただ、ずっとやるかどうかということになりますと、これはまた環境の変化、その他もあるということで、かなり長い時間の「当分の間」というふうにご理解いただけたらというふうに思います。

戸内委員

こういうのが一番あやふやで。

事務局

逆の言い方で言いますと、5年で切るということではないということでございます。

戸内委員

だから5年でないけれども、10年とかに変えるとか。私は是非こういうのは少子化現象の中で子どもを大事に育てようとかというような方針の中で、やっぱり前にも言いましたように、政令市を目指している熊本市の方でも、是非こういう形を何か検討していただきたいなど。確かに経費の面もあるだろうけれども、地方の良い点はやっぱり取り入れてもらって。今日この場では検討はできないでしょうけれども、是非こういうこともお願いをしたい。そうでなければ合併して子どもたちのために、アレルギーの強い子もいるんですよ、本当に。そういう子どもたちのために幼稚園単独で、1人でも2人でもそういう子どもがいれば別の食事を作ってやっているんです。それだけ、やっぱり地域の子どもの大事に育てようという気持ちが強い中でこういうことをやってきたんだけれども、是非熊本市も「当分の間」といっても5年は大丈夫、では5年以降はどうなるのかという心配もあるし、少しは配慮が欲しいなど。

事務局

今日、担当課も来ておりますので、ご意見を承らせていただくということにさせていただきたいと思います。この場でお答えというのはなかなか困難だと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ、他にあればお願いいたします。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

今の戸内委員の話にも関連しますけれども、幼稚園でも学校でも食育というのは非常に大事にしているんです。今の子どもたちはどっちかという、お父さんお母さんが共稼ぎで朝早く出て、そして子どもに朝食を食べさせない。あるいは昼も勝手に適当にご飯を買いなさいと。非常に食育が大事なんです。そういう側面での教育が限庄幼稚園でも行われているんですよ。そういった意味でこの「当分の間」というのは、非常に気になった文言なんですけれども、できたら実情に合った幼児教育をして欲しいという狙いが私どもの気持ちにあるわけです。是非是非前向きにお考えいただきたいということでお願いいたします。

会長

再度のご要望ということでございますので、しっかりと受け止めさせていただきたいというふうに存じます。

どうぞ、他にありますればお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。

中山委員

先程から問題になっております、松岡委員さんとか戸内委員さんから出たこの延長保育とか食育の件ですけれども、市側としては今あるのをそのまま維持という感じで私はずっとお聞きしているんですけれども、確かに先程から城南の方から出ている意見として、これは非常に良いことだと思います。だからこの城南町さんとの合併に関してだけではなく、今後の植木町さんとか、また益城町さんが復活した場合に熊本市はこれだけ充実しているんだよと、あなたたちのおかげで熊本市も良くなったんだからと胸を張って言えるように、今後の検討課題ではなく、是非実行したいというふうな意見を是非出して欲しいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

会長

ただいまのご意見については、事務局の方からお願いします。

事務局

実は、何でこういう曖昧なお答えをしているのかといいますと、幼稚園と保育園の役割分担というものがございまして、保育園の方では当然ながら給食をしているという実情がございまして、保育園の方では食育、その他もちゃんとやっているというようなこともございまして、そこら辺の調整という問題があってちょっと曖昧なお答えをしているというこ

とでございまして、次回までにちょっと検討させていただきまして正確なお答えをさせていただきますと思います。

会長

考え方を整理いたしまして、ただいま複数の委員さんからご意見が出ておりますので、その辺の考え方を整理したうえで、市としての今後の考え方につきまして、次回ご報告をさせていただきますというふう存じます。

他はございませんでしょうか？

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第21号「環境保全関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の185頁でございます。協議第21号「環境保全関係事業について（その2）」「環境保全関係事業について承認を求める。」「1. 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業」

187頁をお願いいたします。可燃ごみ以外のごみの収集の回数がここに書いてありますとお異なっております。また資源物等の分別品目数とか収集方法が異なっております。熊本市におきましては袋収集、城南町におきましてはコンテナ収集ということになっておまして、また大型ごみの種類、収集方法が異なっております。

188頁にまいりまして、ごみ袋につきましては熊本市も10月より有料化を実施する事になりまして、左の表のと通りの料金体制となっております。以上でございます。

会長

ただいま、説明がありました協議第21号につきまして、何かご意見、ご質問があれば伺ってまいります。いかがでしょうか？

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

このゴミ収集に関しては、城南町の方が熊本市よりもかなり進んでいると思っております。

す。そういう中で合併協議会の調整方針が「熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。」ということは、今熊本市のところに書いてあるこの内容にするということでしょうか？

会長

ただいまのお尋ねについては担当課の方からどうぞ。

事務局（熊本市 廃棄物計画課）

熊本市の廃棄物計画課でございます。基本的には、宇城広域連合に加入していらっしゃる間は、城南町さんの現行方式を継続いたしまして、その後脱退された後は熊本市の例にならうということに進めさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、例えば先ほどおっしゃいました資源物の分別の状況、確かに熊本市では11品目しかないのに城南町さんは16品目に分けてされている。コンテナできちんと分けて分別をされているという状況でございます。そういう状況がありましたので、基本的には熊本市の例でいきたいというふうに考えておりますけれども、現在、熊本市におきましても家庭ごみ袋の有料化も10月から始めまして、その後そういった財源を活用してそういったリサイクルを進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、これらの整合性も含めますけれども、合併後の城南町地域のゴミ収集処理につきましては、十分な検証、検討を行った上でもっとも効果的な方法にしていきたいというふうに考えているところでございます。

会長

いかがでしょうか？

岩下委員

今の答えだったらこちらの文章とだいぶ違いますよね。だからたまには「城南町の例に統一する」というのもあってもいいのではないのでしょうか。市内の場合はかなり努力がしていると思います。城南町の場合は、小さな町ですからそうでもないけれども、それでもここまで来るのに大変だったんです。これを「熊本市に例に統一する」ということは極端に言うと悪くなるということでしょうか？そんなことは出来ませんよ。「城南町の例に統一する」と、そこまでは言いませんけれども、そういう思いでやっていただかないとこれはちょっとまずいのではないですか？この前、熊本市内を見に行ったらけれども、ひっちゃかめっちゃかでしたよ、私たちから見れば。これはやっぱり考え直していただきたいと思えます。ご提案いたします。

会長

それでは、ご提案ということですが、事務局の方からお願いします。

事務局

ご提案をいうことで承らせていただいて検討させていただきます。文言も含めて検討させていただきますと思います。

会長

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

ごみ袋の数が多いいのは良いとして、大型ごみが900円ということで、これは個別収集をされるのでしょうか？これを見ると個別収集だから個人の家に行って回収されるわけですね？城南町の場合は、1か所に待ってきてもらって100円なんです。ということでこの辺も含めて検討していただきたいと思います。「熊本市の例に統一」は出来かねます。よろしくをお願いします。

会長

戸内委員さん、どうぞ。

戸内委員

今の岩下委員の話に関連しますけれども、私は宇城広域連合の議員でもありますけれども、宇城クリーンセンターというのがございまして、そこからの要望でごみの減量化を図る中で広域連合に対して全部ごみ分別収集をしてほしいということで、城南町も遅れましたけれども今年に全部ゴミ収集をやっていくということになって、クリーンセンターの管轄内の町村は全部分別収集をやっているんです。ごみの減量化は熊本市も新聞あたりで西部のクリーンセンターの建設問題でいろいろ住民の方とやっておられるのでしょうか？だからクリーンセンターというゴミ処理場の維持管理、あるいは地域とのいろいろ調整を図っていく中で、いかに減量化を図るかというのも一つの課題だろうと思いますし、合併したら熊本市にということになると我々からすると後退するわけです、意識が。せっかくこういう形で、そういう処理場に対しても住民も協力しなければいけないということで決定したことが後退するということになってしまいますから、やはり是非この件についてもこういうことではなくて、熊本市の方で変えていただきたいなというふうに思います。

会長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局

今のお話の趣旨、十分に理解させていただきましたので次回、内容についても検討させていただきたいなど。それでその間、城南町とも協議をさせていただいて修正する部分がありましたら修正させていただきたいと思います。

会長

ただいま事務局から申しあげましたとおりではありますので、ただいまのご意見を踏まえた中で調整方針については再度検討をさせていただくということと、それから私共この10月から有料化に取り組ませていただきます中で、分別等も品目を増やしてまいりますのでその辺のご説明も合わせて行わせていただきたいと思いますというふうに考えております。これからの熊本市としてリサイクル減量化に向けての取り組みについても合わせてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

他はございますか？他はよろしいでしょうか。

(なし、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第22号「経済振興関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の192頁でございます。協議第22号「経済振興関係事業について（その2）」でございます。「経済振興関係事業について承認を求める。」「1. 土地改良区運営費補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。」「2. 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。」「3. 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。」「4. 商工会補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。」

196頁をお願いいたします。こちらに農業集落排水事業の下水道使用料について記載をしております。熊本市には存在しない事業でございます、熊本市の公共下水道と同じ

料金体制にするとすれば、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額というふうになっておりますけれども、使用量45m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定をされております。また一般家庭用の井戸水の場合には、城南町が1人世帯では低額となりますけれども、2人世帯以上は、熊本市の方が低額に設定されているところでございます。

続きまして、198頁をお願いいたします。受益者分担金についてですけれども、城南町の公共下水道と農業集落排水の受益者分担金は同一でございます。仮に、公共下水道負担金と比較をいたしますと、800m²以下の土地面積については、熊本市が低額となります。800m²以上の土地面積につきましては、熊本市が高額となるようでございます。以上でございます。

会長

ただいま、説明がありました協議第22号につきまして、何かご意見、ご質問はありますか？特にありませんか？

(なし、との返答)

会長

無ければ、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次の協議項目に移らせていただきますが、ちょうどここで3時過ぎまして1時間半ほど過ぎましたので一旦休憩をさせていただきたいというふうに存じます。3時10分から再開をいたしますのでご協力をお願いいたします。

(休 憩)

会長

それでは、再開をさせていただきます。

引き続き、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の141頁をお願いいたします。協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」

「使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。」「住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。」

144頁145頁に使用料、手数料の一覧を掲載しております。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第13号につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか？144頁145頁のところをご覧いただければというふうに思います。既に協議会で承認済みのものもございませし、幹事会で承認済みのものもございませ。今回提案分もいくつか含まれております。ございませか？

それでは、岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

無いということです。

会長

失礼しました。

よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

147頁でございます。協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」「公共的団体等の取扱いについて承認を求める。」「新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合

に努める。」

150頁をお願いいたします。こちらは先ほどの協議第13号のものとも合わせましてこれまで協議、提案を申し上げたものについての再掲でございます。こちらのほうに公共的団体等一覧を掲載しております。以上でございます。

会長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか？
特にありませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいですか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

151頁でございます。協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」「補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。」「両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。」

154頁から158頁まで掲載されておりますけれども、こちらも再掲でございます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第15号につきまして、一覧は先ほど説明のありましたとおり154頁から158頁までということでございます。再掲ということでございますが、何かご意見、ご質問等はありませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について（素案）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

135頁でございます。協議第11号「合併市町村基本計画について（素案）」「合併市町村基本計画について承認を求める。」「合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。」

別添ということで「熊本市・城南町新市基本計画（素案）（城南地域）」をお配りしていると思います。この表紙に目指すまちの姿ということで書いております。「悠久の歴史がいぶき、豊穡の大地が生み出す豊かな恵みの中で、健やかでうるおいのある暮らしが営まれ、新市南部の拠点をしての活気にあふれるまち」というふうにさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、目次のところをご覧いただきたいと思いますが、テーマを全部で第12章までの構成になっております。「第1章 序論 1. 両市町を取り巻く現状と合併の必要性。2. 計画の策定方針。」「第2章 新市の概要 1. 熊本市・城南町の概況。2. 歴史。3. 位置・地勢。」「第3章 主要指標の見通し 1. 人口。2. 一世帯当たりの人員・世帯数。」「第4章 新市の特性と新しいまちづくり 1. 新市の特性。2. まちづくりの方向。」「第5章 まちづくりの基本方針 1. まちづくりの基本理念。2. めざすまちの姿。3. まちづくりの重点的取り組み。」となっております。「第6章 新市の施策 1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現。2. とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現。3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実。4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進。5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興。6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築。7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興。8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実。」「第7章 基本計画の推進に向けて 1. 協働と自主自立によるまちづくり。2. 信頼される市政運営。3. 効率的で質の高い行政運営。4. 市域を越えた広域的連携。5. 合併後の円滑なまちづくりの推進。」ということで1枚めくっていただいて、「第8章 新市の主要施策一覧」「第9章 本地域における土地利用」「第10章 新市における県事業の推進」「第11章 公共的施設の適正配置・整備」「第1

2章 財政計画」というふうになっております。

24頁をお開きいただきたいと思います。こちらに「新市の主要事業」というものを掲載しております。まず、この一覧表の見方でございますけれども、右の頁の一番下、表中の◎は、城南地域における新規事業。●は、市制度統一に伴う城南地域新規・拡充事業。○は、城南地域において既に行われている事業ということでございます。新市の主要事業を8項目に分類したものをここに掲載してございますけれども、1の主要事業といたしまして、「人権教育啓発推進事業」「男女共同参画推進啓発事業」でございます。2につきましては、ハード事業といたしまして、「消防出張所整備事業」に約2億円、「防火水槽整備事業」に約1億円、「地域コミュニティセンター建設事業」が約2億円。ソフト事業といたしまして、「地域コミュニティセンター運営事業」「町内自治会活動支援事業」「まちづくり活動支援事業」「芸術文化出張講座事業」3につきましては、ソフト事業といたしまして、「熊本市優待証（さくらカード）交付事業」「生きがい活動推進事業」「各種健康診査事業」「国保健康づくり事業」4につきましては、ハード事業といたしまして、「児童館建設事業」に約1億円。ソフト事業といたしまして、「ひとり親家庭等医療費助成事業」「病児・病後児保育事業」「乳幼児医療費助成事業」右のページにいきまして、5につきましては、ハード事業といたしまして、「図書館建設事業」に約9億円、「総合スポーツセンター（仮称）整備事業」に約2.1億円、中学校プール改修事業」に約2億円。ソフト事業といたしまして、「少人数学級事業」となっております。6番につきましては、ハード事業といたしまして、「雁回山遊歩道整備事業」に約3千万円。ソフト事業「雨水貯留施設整備事業」「漱石の森づくり事業」「太陽熱温水器設置補助事業」「資源ごみ分別収集事業」となっております。7番につきましては、ハード事業といたしまして、「物産館建設事業」に約2億円、「浸水対策事業」に約5億円。ソフト事業といたしまして、「企業立地促進事業」「農業金融支援事業」「中小企業振興助成事業」「地域農業活性化支援事業」「中心市街地活性化事業」「火の君まつり事業」「夏まつり事業」となっております。最後の8番でございますけれども、ハード事業といたしまして、「道路整備事業」に約2.5億円、「スマートインターチェンジ整備事業」に約8億円、「污水处理施設整備事業（公共下水道等）」に約50億円、「上水道整備事業」に約60億円。ソフト事業といたしまして、「城南町中央土地区画整理事業の促進」というふうに記載をいたしております。

それにつきまして、財政計画のところですが、31頁をお開きいただきたいと思っております。「新市財政計画の概要」をここに記載してございまして、平成21年度から平成30年度の合計でございます。歳入歳出合計で2兆2,868億円となっております。右の方にまいりまして、新市計画重点事業といたしまして約78億円、その他の事業といたしまして約23億円、合計いたしまして城南地域における投資的経費の総額といたしまして約101億円というふうに記載してございます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第11号「合併市町村基本計画（素案）」につきまして、何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

この冊子を読ませていただきましたけれども、ありとあらゆることがこれに書いてあるわけです。これだけのことができれば言うことはないんですけども、私たちが心配するのは、これだけあれもこれもやりますと書いてあるのだけれども、果してこれがどれだけ実現するのかというのがちょっと心配なんです。これだけ出来れば何も文句は無いんですけども、果してこれだけ全部出来るのかなど。そういう懸念があります。そういった中で一つの検討材料として飽託4町が平成3年に合併されて18年間で、そこと合併された時にもこれと同じようなものを作られたんですよね？それに対する実績というものをお聞きしたいと思います。ここには良い事が書いてありますからこれが100%出来れば何も言うことはないんですけども。こういう形でやって果して10年後にどれだけ出来ているのかというのが問題になってくると思います。その場合、この実現が悪くなれば住民に対しても非常に申し訳ないし、協議をしたと喜んでばかりもいられないわけです。ですから、今まで合併されたところがどうなったのかということを知りたいという気持ちがあるので、私たちも地域の住民の方々のお話がある程度聞いています。だけれども、こういう形で計画が出来ているのであれば、これに対する進捗状況が今の時点でわかっているはずなのでそれを提供していただきたいというのが1つです。

あと、旧町の発展が18年間の間でどのようになったのか。例えば町の人口が増えたとか、企業が進出したのかとか。合併したことによってどうなったのか、何が出来たのか。こういうことを知りたいということでございます。

それから、この費用が100億円ちょっとかかりますけれども、さっき私がお尋ねした城南町の基金がおそらく本年度の末で17億円ぐらいあると思うんですけども、このお金がこの100億円の中に含まれているということで解釈していいのか。城南町が今まで貯めてきたものに国からの助成金とかそういうものがあってその費用を捻出していると思うんです。もし、植木町と城南町が合併して政令市になったら都市計画税というのは入ってくると。これは当然城南町の為に使うということですからそれが100億の中に入っているのかというのはわかりませんが、そういうような形になると。

あと一つは、そういう中でさらに住民負担がこれをするによって増えないかどうか。これをするによってまた住民がいろいろなお金を払わなくてはいけないのかどうかというのを聞く義務がある。

いくつか申し上げましたことについてお答えをいただきたいと思います。

会長

飽託4町との合併の検証を中心として何点かお尋ねがございました。なかなか今資料が揃っているかどうかですが、今お答えできる範囲で答えていただいて不足分については大事なポイントだというふうに思いましたので次回というようなことも考えてほしいというふうに思いますが、とりあえず事務局の方からお願いします。

事務局

まず、お答えできるところからお答えいたします。

最初のお尋ねの旧飽託4町の合併におきまして当時は建設計画と、今の法律では新市基本計画という形になっております。当時の建設計画では、今回と同じように金額をちゃんと出しております。5年間でこういうことをやりますというようなことでいたしておまして、旧飽託4町の場合は、当時の資料によりまして建設計画の投資額は約260億円というふうに予定されておりました。それで5年間で実際行ったのは392億円ということでございまして約1.5倍の投資を行っているということになります。10年に引き延ばしますとだいたい2.6倍ぐらいというような形でやっているということでございまして、5年間で投資が終わりということではなくて、その後もずっと着々と投資を行ってきたというふうなことでございます。従いまして、当初のお約束をそのまま正確に実行していると、それ以上にやっているという現状でございます。

それで何に使ったのかと言いますと、それぞれの地域の中で必要なもの、水道でございましてか、道路でございましてか、学校でありますとかそれぞれの町によって必要なものを優先的にやってきたというような経緯がございます。どういうものが出来たかと申しますと、例えば総合支所の庁舎が出来たところもございまして、学校を建て直したところもございまして、道路が非常に良くなったところもございまして、そういう意味では旧飽託4町が合併されて水道を全部やり代えたというところとか目に見えない部分もございましてそういうところの方々はあまり変わっていないではないかとおっしゃるところもございまして、水道管を全部処理し直したというような例もございました。それぞれその地域で一番必要なことをその当初のそれぞれの合併協議で行った協議に基づいて忠実に実行していったというようなことです。

それから、人口とか事業所とかは手元に資料がございませんので、これは調べまして後日ご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、100億円ということでございまして、100億円はあくまでも普通会計ベースの話でございます。31頁を見ていただきますと新市基本計画でというのは、城南町が単独の場合は行われまいであろう、そして合併をすることによって行われるであろうという事業が78億円というところですので、そして城南町が単独の場合に今後10年間で投資されるであろう金額が23億円ということで、こういうふうな形でご理解いただけたらと。それから100億円の中に、例えばこれは普通会計ベースでございまして、城南町の特徴といたしました25頁にもございましてように汚水処理施設に約50億円、上水道整備事業

に約60億円というものが新たに投資されると。新たといいますか、すでに城南町で単独な場合は無かった事業ではございますが、これらのものが投資をされるということでご理解いただけたらと思います。

それから都市計画税のお話がありましたけれども、もし政令指定都市になったらではございますが、これにつきましては、当然の事ながら城南地域で使わせていただくと、財源として使わせていただくということでございます。従いまして、23億円というのはこのままこのとおりにやりますので、現在城南町で投資をされておりますさまざまな事業があると思いますけれども、これは継続して続けていくというふうにお考えいただけたらと。以上でございます。

会長

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

わかりました。今の内容を聞くと飽託4町の方はかなりの実績が出来ているということですからそれは非常に安心しましたし、住民の皆さんに対する説明も熱い気持ちで出来ると思います。出来れば簡単な資料に書いていただいてその方がわかりやすいと思いますのでお願いします。

あと25頁で「城南町中央土地区画整理事業の促進」ということで、これに関してはこれだけしか書いてないので、現在の城南町の中では土地区画整理事業の促進というのは今現在非常に大事なポイントなんです。他のところは今からやるというものですが、これは今現在やっている進行してやっている非常に大きな問題なんです。ですから、ここに金額が書いていないというのはちょっと。だいたいどれくらいなのか。

会長

それでは事務局の方から。

事務局

恐縮ですが、城南町の事務局の方からお答えをいたします。土地区画整理事業の取り扱いにつきましては、先ほど協議項目の中に出てまいりまして必要な支援につきましては早期完了、早期解散を目指した協議を組合さんで行わせていただきたいということで協議がなされております。城南町におきましては、熊本市の制度に無い組合の運営補助というものを持っております。この補助につきましては、現段階におきましては調整方針の中になりましたように平成23年度が事業の完了予定でございます。当然ながら平成23年度までは今の城南町の要綱を継続していただくというような調整方針だったと思います。さらに、その事業が遅れた場合につきましては、必要な運営の補助等につきまして組合と協議

をしながら出していきたいということになっておりますので、現段階でいくらのなるのか、計画通りに終わればそれで済むわけでございますし、計画通りにいかなかった場合には、今毎年支払っております組合に対する運営補助が毎年出てくる可能性もございますので、今の段階で終わらない想定の金額を出すというのはなかなか困難でございますのでこのような記載とさせていただきます。以上です。

岩下委員

わかりました。なら安心していいということですね。

会長

他にございませんか？

戸内委員さん、どうぞ。

戸内委員

新市の施策の中で16頁の(2)に「安心・安全のための保健衛生と医療の推進」「医療機関と連携し、救急医療体制や災害時における医療の確保に努めます。」あるいは、(3)の「高齢者や障がいのある人などへの生活支援」とか書いてあります。投資的事業については先ほど数字的なところでわかりましたけれども、新市計画の中でこういうお答えをされるなら、県知事も「長寿を恐れない社会を作ろうではないか」というふうなこともうたっておられますし、それから我々のところは、たまたま医療機関として済生会もありますし、中央病院もありますし、市民病院もあります。富合町、城南町にも地域の医療、介護のいろいろな施設もございます。ですから、熊本市もこの南部については、いわゆる「ホスピタウン」みたいな構想を持っているのだというようなものをこの中に立ち上げてほしいなど。具体的な文言で。いろいろな構想はこれから先の話ですけれども、もっと夢のあるような政策を新市基本計画で訴えてほしいと。これは要望です。

会長

ご要望ということでございますので受け止めさせていただきまして次回までに検討を進めさせていただきたいというふうに思います。

他に何かご意見等ございませんか？

では、事務局からどうぞ。

事務局

実は●というのは熊本市独自の事業といえますか、これから事業のとか熊本市独自の事業ということでございまして、それだけではなかなかご理解いただけないのではないかと思いました。従いまして、次回までの間にそれぞれのご説明をした資料を作らせていただ

きまして、それぞれ皆様にお届けしたいと思います。こういう事業ですということがわからないとなかなかわからないと思いますので送らせていただきたいと思います。

会長

それでは事業項目だけありますので、それぞれの内容の説明文を次回までに用意してほしいと思います。

他ございませんか？

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

この場で区役所の意見を言っていないのかわかりませんが、まだ後で質問の機会がありますか？

会長

協議項目以外の「その他」というところもございますので、一応協議項目以外ということになりますので「その他」のところをお願い出来ればと思います。

他ございませんか？

(なし、との返答)

会長

それでは、他ご意見等無いようでございますので本日提案分の協議項目につきましては、これを持ちまして終了とさせていただきます。

それでは、最後に次第5の「その他」となっておりますのでここで岩下委員さん、お願いいたします。

岩下委員

区役所の問題なんですけれども、以前もご質問したんですけれども、合併してすぐという話ではないわけなんですけれども、新聞によりますと植木町は区役所を今現在の庁舎にするということに決まったんでしょ？熊日の新聞で見るとこの区役所の人口要件については、政令市の場合は70万人と決まっていますけれども、区役所の場合は人口要件は無いと書いてあります。それで植木町は城南町より人口が多いですよ。3万人で城南町は2万人ですから1万人少ないんですけれども、例えば一つの案として私の個人的な提案なんですけれども、例えば富合町と城南を一緒にすると人口的にもかなり増えると。富合と城南は昔から農業関係は今でも一緒にやっていて、今までいろんな形で一緒にやってくるんです。熊本市でも南の玄関口になります。そういったことで出来れば城南町と旧富合

町、ここのブロックで1つ区役所を作っていたきたいという、これは希望なんです。10頁で「住民サービスのさらなる向上を図るため、住民の身近な場所での行政サービスへの充実」と書いてありますね。ですから、これを検討していただきたいと。この場で結論という話ではないんですけれども、これが城南町すべての意見というわけではないので確認をしないといけないけれども、私個人としてはそういうふうを実施していただくと非常にありがたいなど。しかも、熊本市内と富合と城南と言ったら緑川で切られていて一つのブロックになっていますので、出来ればそんなふうにしていただくと非常にありがたいです。富合にしても城南にしても非常に高齢化が進んでいます。市内に比べても分かりますように非常に高齢化が進んでいます。ですから、そういった意味で南のブロックに区役所があったらいろいろな面で役立つし、住民に対しても訴えやすいかなと、こういうことを考えましたのでできれば検討の一つに加えていただきたいと。要望です。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、要望ということで受け止めさせていただきたいというふうに存じます。

他に「その他」でございますか？

どうぞ、お願いいたします。

山下委員

熊本市側から城南町の方へ説明に来ていただいてありがとうございました。その中で農業関係のビニールハウスに対して課税をされるということと耳にしましたので、どういふふうにか課税されるのか、どういふふうにか把握されるのか、またハウス自体も種類がいろいろあるでしょう。どれをされるのですか。

会長

それでは担当課の方からお願いいたします。

事務局（熊本市 資産税課）

熊本市、資産税課でございます。ご質問の農業用施設でありますビニールハウス現況の把握方法と課税されるハウスの種類及び基準についてのご質問について回答させていただきます。まず、償却資産の課税につきましては、地方税法でございますけれども、その税法上で自己申告に基づいて課税される例ということで記載されております。このことから市政だよりでございますとか、ホームページ、また税理士会の例会などを活用して申告方法などについてご説明して周知徹底しているところでございます。しかし、課税対象者を把握するのがなかなか難しいところでございますので、地方税法の一部が改正されて税務署に出しておられる所得税または法人税に関する書類の閲覧が可能になったところでござ

います。そういうことから私共熊本市では、平成19年度から税務署における事業者の申告資料または決算関係資料の閲覧を行っているところでございます。そういうことで平成20年度には農業事業者の中の個人事業者の方の税務調査を行いました。そういうことで償却資産の現況を把握して、その方々に償却資産の申告書をお送りして課税をしているところでございます。

それで、償却資産の種類及び基準でございますけれども、私共が把握しているのは、ガラス製のハウスについては家屋として固定資産税の対象となります。それ以外のビニール製のハウス、そういうものについて償却資産の対象として課税をさせていただいているところでございます。償却資産が課税になるかどうかについては申告していただきまして、その申告内容を確認させていただき、課税標準額というものがございましてそれが150万円未満のものについては課税の対象にならないということでございます。以上でございます。

会長

どうぞ。

山下委員

減価償却が終わった場合はどうなるんですか？

会長

はい、どうぞ。

事務局（熊本市 資産税課）

資産税課でございます。減価償却が終わりましても最低でも5%は残りますから、例えば課税対象の合計が150万円以上になれば課税されますけれども、その対象以下になれば当然課税されないということでございます。

会長

よろしいでしょうか？わかりにくい部分がございますので説明資料等もまた後日お届けした中で詳しくご説明させていただきたいというふうに存じます。

それでは、事務局からどうぞ。

事務局

基本的には全国一律で全て課税対象となっております。全てが償却資産の課税対象となっております。それをどの程度把握するかその把握の仕方は、役所に居ましても分かりませんので、では調べに行くかという話になりますと、そういうことはやっていないという

ことをごさいますて、所得税なんかで控除ということで届出をしておられるものについて、昔はわからなかったんですが、今は閲覧ができますのでこの方はこういうふうに償却資産を持っていると、そういうふうに届出をされておられるということが役所の方でも把握することが出来るようになったと。そういう方に対して送らせていただいているというご説明でございました。

会長

よろしいでしょうか？

他に何か「その他」でございしますが、他ございませんでしょうか？

それでは、中山委員さんどうぞ。

中山委員

私共熊本市側の方は、城南町さんとの合併の必要性とかをもっと訴たり、もうちょっと合併をしなければならぬんだよというようなことをPRしなければいけないのではないのでしょうか。

会長

城南町さんと合併協議を進めさせていただいているわけではありますが、それ以外にも益城町さん、植木町さんと同時並行的な形で進めてまいりました。その中で私の想いとしては、どちらかに優先順位を付けてというふうなことで取り組んできたつもりではございません。城南町さんは城南町さんの素晴らしい財産があられますので、それを協議を通じて再認識をしていく中で一体的に伸ばしていくというふうな想いで取り組んできたところでございます。ですから、これまでもこういう想いで是非合併をという想いで取り組んできましたので、今後も非常に重要な時期に差し掛かってくるというふうに思いますのでこれまで以上に、進めさせていただいております合併協議、これが成就出来ますように最大限努力をしてまいりたいというふうに思っております。

他はございますか？

(なし、との返答)

会長

それでは、事務局から何か報告があれば。どうぞ。

事務局

今回の開催予定についてでございます。開催期日は平成21年5月22日(金)午後3時を予定いたしております。場所は未定でございます。開催日時、場所につきましては、

変更になる可能性もございますので、委員の皆様には改めましてご通知申し上げますことといたしております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

それでは、他無いようであれば、以上をもちまして本日の議事につきましてはすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご協力、ご理解いただきまして誠にありがとうございました。本日はありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を、当協議会副会長の八幡城南町長をお願いいたします。

八幡副会長

本日は第6回目の熊本市・城南町の合併協議会、長時間にわたってのご審議、誠にご苦勞さまでした。ありがとうございました。

第6回目の協議が終わったところでございます。いよいよ残すところ5月に予定されております第7回で最後の協議となります。いよいよ大詰めになってまいりました。お互い大変それぞれ立場も違いますし、いろいろ条件も違います中でお互い一緒になって、そしてお互いいい地域を作ろうと、市になろうとということで住民の皆さん方が行政サービスとか向上するよとということ、大変忌憚のないご意見をそれぞれ頂戴したところでございます。熊本市側からしますと熊本市の方がはるかに行政的に住民サービスの提供は高いのは確かであります。城南町側にもそれぞれ町として良いところがございます。町としてこれは是非続けてほしい、残してほしいというところは熊本市側にとっても将来良い方向になるわけでございますので、是非その点をよろしくお願いいたしますと思います。この合併がいい方向にいきまして、最後は住民の皆さん方の住民投票でまた意思を表示されるわけございまして、それに向けまして私共もしっかり協議を進めているところでございますし、またその内容につきましてしっかり住民の皆様方に情報を出しまして説明をしまして、ご理解いただく、それがまたこの住民投票に向けて大変重要なことでもありますからしっかり今後もまた頑張っていかなければいけないと思っております。ということで私共も頑張りますが、熊本市側からも是非しっかりご支援、ご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、第6回の合併協議会を終わりといたします。本当にご協力ありがとうございました。

午後3時58分 終了

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 21 年 5 月 22 日

署名委員 濱 崎 哲 彌

署名委員 前 田 勝